公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.164 認定基準書

海洋プラスチックごみ、漁業系プラスチック廃棄物を再生利用した製品 Version1.5

―適用範囲―
海洋プラスチックごみ、漁業系プラスチック廃棄物を再生利用したもので、製品全体の重量に対するプラスチックの重量が 50%以上である製品。
なお、本認定基準を満たす商品は、他のエコマークの商品類型に該当する製品であっても、 本商品類型で申込を行うことができる。

制　定　日:2021年 2月 1日
最新改定日:2026年 9月 1日
有 効 期 限:2033年 1月31日

エコマーク商品類型 No.164 認定基準書

海洋プラスチックごみ、漁業系プラスチック廃棄物を再生利用した製品 Version1.5

1. 認定基準制定の目的

近年、海洋中のプラスチックごみが生態系に与える影響が世界的に注目されている。エコマークでは、エコマーク企画戦略委員会および基準審議委員会などでの審議を経て、エコマークの考え方などを再整理し、「プラスチックの資源循環に関する基本方針」（以下、方針）として、2020 年 2 月 3 日に策定・公表した。その方針の中では、重点施策の 1 つとして、再生プラスチックの利用拡大を掲げ、海洋プラスチックごみをリサイクルした製品に関する認定基準を策定することが挙げられている。2019 年 5 月 31 日に策定された日本の「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」では、廃棄物処理制度によるプラスチックごみの回収・適正処理の徹底が最初の取り組みとして掲げられている。エコマークにおいても、創設当初の 1989 年からプラスチック廃棄物の再生利用を推進する認定基準を制定しているが、海洋に流出してしまったプラスチックごみを回収してリサイクルする取り組みを推進することで、消費者などの意識を向上させ、プラスチックごみの適正処理を促し、海洋プラスチックごみ自体をなくすことにつなげていきたい。

また、このアクションプランでは、海域で使用される漁具等のプラスチック製品の陸域回収、分別・リサイクルの徹底の重要性も示されており、2020 年に「漁業系廃棄物処理ガイドライン（改訂）」（環境省）や「漁業系廃棄物計画的処理推進指針」（水産庁）が策定され、漁具等の回収、適正処理・リサイクルの取り組みが進められているところである。海洋プラスチックごみの対策としては、海洋に流出させる前に、陸域の全ての廃棄物を適正に回収・処理することが重要であるが、その中でも、海域で使用され、不適切な排出が直接的に海洋プラスチックごみにつながるリスクが高く、リサイクルが進んでいない漁業系プラスチック廃棄物をエコマークとして取り上げる意義が高いことから、漁業系プラスチック廃棄物をリサイクルした製品も適用範囲に含めることとした。

今回、製品を開発する事業者の取り組み、および海洋プラスチックごみ問題に関する消費者の意識の継続的な向上を図ることを目的に、再生プラスチックの中でも海洋プラスチックごみを再生利用した製品に特化した認定基準を策定した。また、資源循環の観点以外にも、ライフサイクル全体を通じて環境負荷低減に資する認定基準の制定を目指した。

2. 適用範囲

海洋プラスチックごみ、漁業系プラスチック廃棄物を再生利用したもので、製品全体の重量に対するプラスチックの重量が 50%以上である製品。

なお、本認定基準を満たす商品は、他のエコマークの商品類型に該当する製品であっても、本商品類型で申込を行うことができる。

3. 用語の定義

プラスチック	単一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材からなる材料。なお、本基準では合成繊維もプラスチックに含める。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
海洋プラスチックごみ	海岸漂着物処理推進法において規定されている、海岸漂着物等（海岸漂着物および海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂着ごみ等）、漂流ごみ、海底ごみに相当するもののうち、プラスチック製のもの。
漁業系プラスチック廃棄物	漁業者の漁業生産活動およびこれに付随する行為に伴って生じる廃プラスチック類で、上記の海洋プラスチックごみに該当しないもの。
リサイクル	マテリアルリサイクルのことをいい、材料としてのリサイクルを指す。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化を含まない。ただし、ポリマーを解重合して得たモノマーを原料として重合して得たポリマーは、マテリアルリサイクルに含む。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。
使い捨て商品と使い切り商品	本来の材料で繰り返し使われている耐久性のある商品がある分野において、繰り返しての使用を目的としない商品を「使い捨て商品」という。製品の用途や機能、衛生面での配慮、法律的な制約などの理由により繰り返し使用が不可能な製品を「使い切り製品」とし、「使い捨て商品」と区別する。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書および関連書類を提出すること。

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1.省資源と資源循環

(1)製品のプラスチック質量に占める海洋プラスチックごみ、または漁業系プラスチック廃棄物由来の再生プラスチックの質量割合が、10%以上であること。なお、外面積に占める繊維割合が 50%以上を占める製品の場合は、プラスチック質量に代えて繊維部分質量（ボタン、ファスナ、ホック、縫糸などの小付属を除く）を分母に計算してもよい。

【証明方法】
製品総質量、プラスチック材料質量、プラスチック以外の材料質量、海洋プラスチックごみ、漁業系プラスチック廃棄物の質量割合を付属証明書に記載し、プラスチック材料に占める海洋プラスチックごみ、漁業系プラスチック廃棄物由来の再生プラスチックが基準配合率以上であることを証明すること。また、海洋プラスチックごみについては、回収事業者の発行する原料供給証明書と共に、回収された海洋プラスチックごみが分かる写真、回収地域が確認できる地図などの資料、海洋ごみの回収に係る活動資料（自治体からの委託内容が分かる資料や報告資料の写しなど）を添付すること。漁業系プラスチック廃棄物については、回収事業者の発行する原料供給証明書と共に、回収された漁業系プラスチック

廃棄物が分かる写真を添付すること。

(2)原料として使用される海洋プラスチックごみ、漁業系プラスチック廃棄物の回収から原料化までのトレーサビリティを確認していること。また、海洋プラスチックごみの選別・再生工程で使用できない海洋ごみ等について、適正に処理されていることを確認していること。

【証明方法】
海洋ごみ全体の回収から、海洋プラスチックごみの選別や洗浄、海洋プラスチックごみともに回収されたその他の海洋ごみについての処理・処分(海洋ごみの品目等の内訳、処理内容など)までの一連の流れが分かる説明文書を提出すること。漁業系プラスチック廃棄物については、回収からリサイクルまでの一連の流れが分かる説明文書を提出すること。

(3)製品は「使い捨て商品」でないこと。

【証明方法】
製品が「使い捨て商品」に該当しないことを付属証明書に記載すること。

(4)製品または、製品に添付する取扱説明書、ラベル、カタログなどに、製品に海洋プラスチックごみを再生利用していることおよび海洋プラスチックごみの詳細(回収地点、回収ごみの内容など)の情報提供がなされていること。漁業系プラスチック廃棄物を再生利用した製品については、漁業系プラスチック廃棄物を再生利用していることの情報提供がなされていること。

【証明方法】
表示内容と表示部分が確認できる写真や設計書を提出すること。

(5)製品は、使用後に異種材料間(紙、木、プラスチック、金属、ガラスなど)の分別が可能なものであること。ただし、安全性などを考慮し、容易に分別できないことが必要な部品、および繊維部分は除く。

【証明方法】
異種材料間の分別方法について記載した製品の設計書もしくは説明書を提出すること。なお、安全性などを考慮し、容易に分別できないことが必要な部品がある場合には、その旨を説明すること。

4-1-2.有害物質の制限とコントロール

(6)製品および包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】
プラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属証明書に記載すること。

(7)プラスチック部品から溶出する化学物質について、土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第四に挙げられたカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、PCB、ベンゼン、セレンの 8 項目に関する溶出量基準を満たすこと。また、法令(国のガイドライン含む)に基づく規格値などが定められている場合には、それに従うこと。

【証明方法】
重金属類の基準値を満たすための管理方法を説明した文書を提出すること。
また、再生材料を使用したプラスチック部品について、第三者機関または自社などにより実施された重金属類の試験結果を提出すること。また、法令等(国のガイドライン含む)に基づく規格値などが定められている場合には、それに従っていることを示す試験結果などを提出すること。

(8)申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

証明方法】
最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料(記録文書の写し等)
   1)工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧
   2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
   3)記録文書の保管について定めたもの
   4)再発防止策(今後の予防策)
   5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

(9) 繊維部分の各種加工(防かび、蛍光増白、難燃、柔軟、衛生、抗菌、製品漂白)について、必要最小限にとどめ、過剰加工にならないよう十分配慮し、人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は自粛すること。また、表 1 の基準に適合すること。
難燃剤を使用する場合は、ポリブロモビフェニル(PBB)、ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)、短鎖塩素化パラフィン(鎖状 C 数が 10-13、含有塩素濃度が 50%以上)、ヘ

キサブロモシクロドデカン（HBCD）の難燃剤を含まないこと。
抗菌剤を使用する場合は、一般社団法人繊維評価技術協議会の SEK マークなどの認証を受けていること。

（10）繊維部分の遊離ホルムアルデヒド量は、対象製品ごとに表 2 の基準値に適合すること。ただし、屋外に設置される製品は本項目を適用しない。インテリアなど業界基準として F☆☆☆☆等級（ホルムアルデヒド放散速度 5μg/（m2・h）以下）の基準がある場合は、F☆☆☆☆等級の認定を受けていることでもよい。

（11）繊維部分に使用する染料、顔料において、表 3 の①、②、③に定める染料・顔料、およびクロムを処方構成成分として添加していないこと。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

（12）製品の品質については、日本産業規格（JIS）、または業界などの自主的な規格を満たすものであること。また製造段階における品質管理が十分なされていること。

【証明方法】
該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていることを示す証明書を提出すること。申込製品もしくは申込製品製造工場が、JIS の認定を受けている場合は、JIS の認定の写しを提出することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。

（1）申込製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること（複数型式を一括して申込む場合は代表型式による算定でも可とする）。定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 および ISO 14044）または経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものであることを説明できること。なお、定量的環境情報を開示する媒体（算定報告書等の URL）をエコマークウェブサイトの商品情報として公開する。

6. 商品区分、表示など

（1）商品認定区分は、日本標準商品分類に基づく商品機能別の区分（分類番号の 6 桁または 7 桁を目安とする）毎とし、且つ、ブランド名毎とする。色調、大小による区分は行わない。

（2）エコマークを容器包装に表示する場合には、容器包装がエコマーク認定商品であることがわかるように表示し、内容物とエコマークが無関係であることをわかるようにすること。

(3)原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。

(記載例)
回収した〇〇などの海洋プラスチックごみをリサイクルした材料を使用しています
回収した〇〇などの漁業系プラスチック廃棄物をリサイクルした材料を使用しています。

(表示方法に関する注記)

* ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8 桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
* 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
* 環境省「環境表示ガイドライン(https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/)」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
* その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(https://www.ecomark.jp/office/guideline)

[発行] 公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局
https://www.ecomark.jp/nintei/164.html ✉sinsei@ecomark.jp

[制改定履歴]

2021年 2月 1日	制定(Version1.0)
2023年 9月 1日	改定(適用範囲 Version1.1)
2024年 3月15日	改定(4-1-1(1)、(5)、4-1-2(9)、(10)、(11) Version1.2)
2024年 8月 1日	改定(4-1-2(9)表 1 Version1.3)
2025年 4月 1日	改定(5.(1)追加 Version1.4)
2026年 3月10日	有効期限延長
2026年 9月 1日	改定(4-1-2(11) Version1.5 表 1)
2033年 1月31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

表 1　繊維製品加工剤の基準

物質名	基準	試験方法	対象製品
有機水銀化合物 トリフェニルすず化合物 トリブチルすず化合物	検出しないこと	厚生省令 34 号	防かび剤が使用されている製品
ディルドリン DTTB	30ppm 以下	厚生省令 34 号 OekoTex	毛製品、防虫加工剤が使用されている製品
APO DBPP ビス(2・3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物	検出しないこと	厚生省令 34 号	防炎剤、難燃加工剤が使用されている製品
PFOS またはその塩 PFOSF PFOA またはこれらの塩および関連物質 PFHxS またはこれらの塩および関連物質 LC-PFCA またはその塩および関連物質 ※	使用のないこと		フッ素系撥水剤、はっ油剤、防汚加工剤が使用されている製品

※難分解性、高蓄積性及び人又は高次捕食動物への長期毒性を有する化学物質として、化審法第一種特定化学物質に指定(施行)される有機フッ素化合物

表 2　ホルムアルデヒド量の基準

物質名	対象製品			試験方法
	乳幼児用(生後 24 月以下)おむつなど	直接肌に触れる可能性の高い製品(寝具、タオル、中衣・下着用紡織基礎製品など)	その他製品(カーテン、カーペット、エプロンなど)	
ホルムアルデヒド	検出せず(16ppm 以下)	75ppm 以下	300ppm 以下	厚生省令第 34 号

表 3　禁止染料・顔料リスト

① 分解して下記の発がん性アミン類を生成する可能性があるアゾ系色素

(JIS L 1940-1 および JIS L 1940-3(ISO24362-1、ISO24362-3、あるいは EN 14362-1、EN14362-2)により下記の芳香族アミンの検出値が 30mg/kg を超えて検出されるもの)

CAS RN	名称
92-67-1	4-Aminobiphenyl
92-87-5	Benzidine
95-69-2	4-Chloro-o-toluidine
91-59-8	2-Naphthylamine
97-56-3	o-Aminoazotoluene
99-55-8	2-Amino-4-nitrotoluene
106-47-8	4-Chloroaniline
615-05-4	2,4-Diaminoanisole
101-77-9	4,4'-Diaminodiphenylmethane
91-94-1	3,3-Dichlorbenzidine
119-90-4	o-Dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine
119-93-7	o-Tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine
838-88-0	4,4'-Diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane

CAS RN	名称
120-71-8	p-Cresidine
101-14-4	4,4'-Diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane
101-80-4	4,4'-Diaminodiphenyl ether
139-65-1	4,4'-Diaminodiphenyl sulfide
95-53-4	o-Toluidine
95-80-7	2,4-Diaminotoluene
137-17-7	2,4,5-Trimethylaniline
90-04-0	o-Anisidine
95-68-1	2,4-Xylidine
87-62-7	2,6-Xylidine
60-09-3	4-Aminoazobenzene

② 発がん性染料

CAS RN	カラーインデックス名称	C.I. Number
569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
632-99-5	C.I. BASIC VIOLET14	
82-28-0	C.I. DISPERSE ORANGE11	

③ 皮膚感作性染料

CAS RN	カラーインデックス名称	C.I. Number
2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35	
12223-01-7	C.I. DISPERSE BLUE 106	
61951-51-7	C.I. DISPERSE BLUE 124	
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005
51811-42-8	C.I. DISPERSE ORANGE 37	
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305
12222-97-8	C.I. DISPERSE BLUE 102	
2581-69-3	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080
12223-33-5	C.I. DISPERSE ORANGE 76	
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015
3179-89-3	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345
6373-73-5	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375
12236-29-2	C.I. DISPERSE YELLOW 39	
54824-37-2	C.I. DISPERSE YELLOW 49	
23355-64-8	C.I. DISPERSE BROWN1	